

公正な採用選考に向けて

■ はじめに

群馬県教育委員会では、群馬労働局と連携して就職の機会均等の確保を図っています。また、群馬労働局では、就職差別を未然に防止する観点から、事業主に差別のない公正な採用選考システムの確立についての御理解と御協力をいただいているところです。

このリーフレットは、公正な採用選考について、その理解を一層深めるために作成したものです。内容をよく理解して、就職試験を受けてください。

■ 就職の機会均等の保障

誰にでも自分の好きな職業を選択し、働く権利があります。

しかし、自分が就職したい会社の採用が、自分の能力や適性ではなく、家族構成や生活信条などによって決定されていたらどうでしょうか。

すべての人々の就職の機会均等を保障し、誰でも等しく基本的人権が伸長される健全で明るい社会の実現が必要です。そのため、採用選考の方法が就職の機会均等を保障しているかどうかを見抜く人権感覚を磨くことが求められています。

禁止事項

1 選考期日等

期日前選考は期日を守った生徒の就職の機会を奪うことになり、公正な採用選考を損ないます。

(1) 期日前選考

申し合わせた期日より前に選考又は推薦を行うことは禁止されています。

- 群馬県は、事業主に「採用選考開始期日については9月16日以降とする取決めを厳守し、期日前選考は行わないこと」を要請しています。

(2) 家庭訪問

企業が、直接生徒の家庭を訪問して求人募集活動を行うことは禁止されています。

2 就職差別

面接等で応募者の適性や能力に関係ない事項について質問や調査を行うことは、就職差別につながります。

(1) 提出書類

「戸籍謄本」「住民票」「社用紙」などの提出は禁止されています。

(2) 面接・作文

次の内容を問う質問は禁止されています。

- ① 本籍に関する事
- ② 住居とその環境に関する事
- ③ 家族構成や家族の職業・地位・収入に関する事
- ④ 資産に関する事
- ⑤ 思想・信条、宗教、支持政党に関する事



しない させない 期日前選考・就職差別

就職試験を受けるに当たって

1 提出書類について

応募用紙は、文部科学省、厚生労働省及び全国高等学校校長協会の協議により定められた様式（全国高等学校統一用紙）を使用することになっています。

統一用紙以外の書類を書かされたり、「戸籍謄本」「住民票」「社用紙」「健康診断書」を提出させられたりしていないか確認してください。

【全国高等学校統一用紙（履歴書）】

全国高等学校統一用紙の趣旨

- ・本人の適性・能力以外のことを採用の条件にしない。
- ・本人に責任のない事項、本来自由であるべき事項を採用の判断材料にしない。

2 受験報告書について

就職試験を受けた後に、受験報告書を記入し学校に提出してください。

学校では、就職差別がなかったか確認しています。違反事実又は疑いがある場合は、直接生徒から聞き取った後、ハローワーク等に当該企業に対する調査と指導を依頼します。また、来年度就職試験を受験する後輩のための資料としても活用します。面接や作文などで、以下に示す質問等があった場合は、必ず報告してください。

(1) 面接

① 本籍に関する質問

「あなたの本籍地はどこですか。」

「あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。」

② 住居とその環境に関する質問

「あなたの住んでいる地域は、どんな環境ですか。」

「あなたのおうちは国道〇〇号線のどちら側ですか。」

③ 家族構成や家族の職業・地位・収入に関する質問

「家族構成はどうなっていますか。」

「あなたの家族の職業を教えてください。」

「あなたのお父さんは、どこの方に勤めていますか。」

④ 資産に関する質問

「あなたの住んでいる家は、一戸建てですか。」

「あなたのうちの不動産はどれくらいありますか。」

⑤ 思想・信条、宗教、支持政党に関する質問

「あなたは、神や仏を信じる方ですか。」

「あなたの家庭は、何党を支持していますか。」

「あなたの家では、何新聞を読んでいますか。」

就職試験報告書		
年 組 前 氏 名		
受験日時	平成 年 月 日 時から 時 (所要時間)	時間 分
会社名		合 否
科目等	内 容	感想及び反省
面接 ()分 個人・集団 面接官 ()人 受験者 ()人		
学科試験 ()分 教養系 国語・社会・数学		
作文 ()分	題名	
提出書類 (兼 母票印等)		
健康診断の項目		

【受験報告書の一例】

(2) 作文のテーマ

『私の家庭』『私の生き立ち』『私の尊敬する人物』など

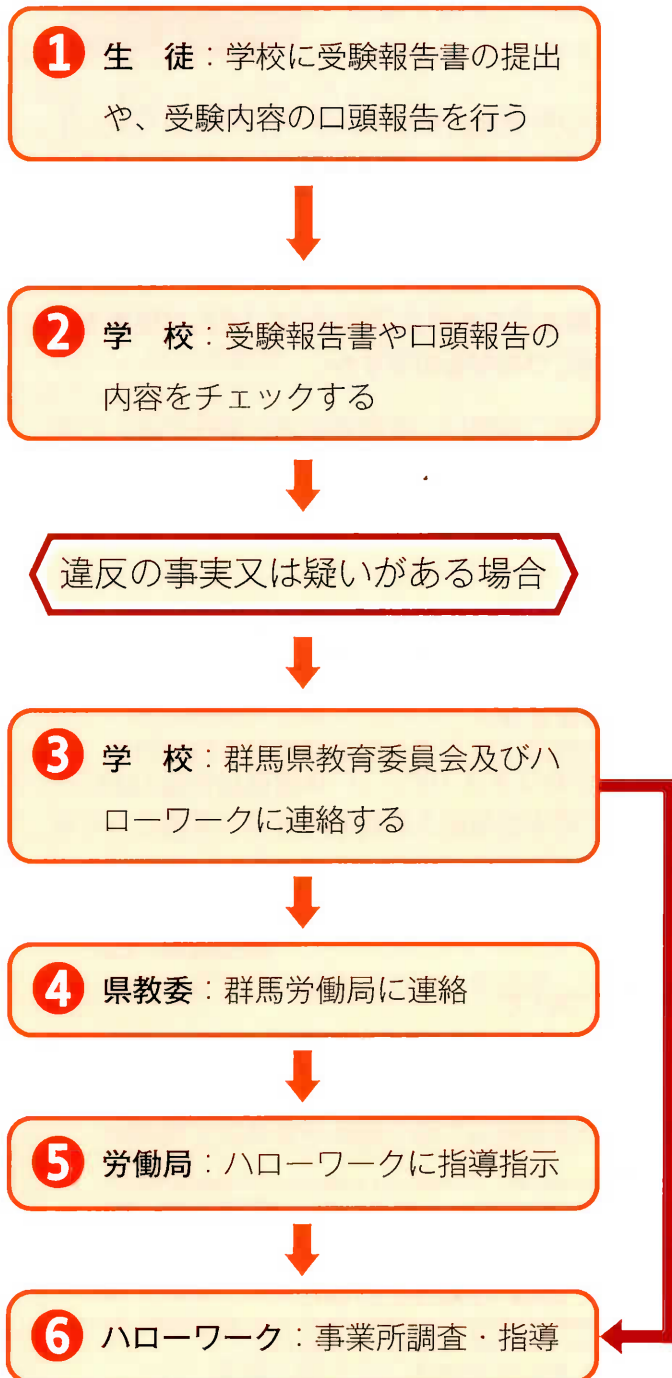
(3) 健康診断

求人票に目的と検査項目を明記するなどして、応募者に事前に説明することなく、健康診断が実施された場合は、どのような項目だったのか報告しましょう。

違反事実又は疑いがある場合

違反事実又は疑いがある場合、学校には、教育委員会やハローワークに報告する体制が整えられています。

就職試験受験後の処理フローチャート



POINT

- 生徒
 - 期日前選考はなかったか
 - 採用選考時の面接や作文などで、本人の適性、能力にかかわりのない内容はなかったか
 - 統一用紙以外の書類の提出を求められなかったか

POINT

- 進路指導担当者
 - 内容を正確に、具体的に（5W1H）
 - 生徒から聞き取り
 - 違反事実又は疑いがある場合、校長へ速やかに報告
- 校長
 - 受験報告書をもとに事実確認
 - 県教育委員会、ハローワークへ報告
(市立・組合立高校は所管教育委員会へ
私立高校は県総務部学事法制課へ)

POINT

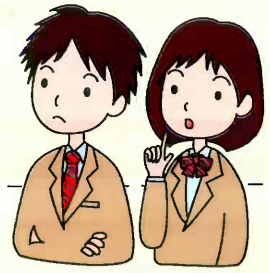
- 生徒のプライバシーに配慮して、県教育委員会、群馬労働局と連携し対応

POINT

- 生徒のプライバシーに配慮して、当該企業に対する調査と指導
- 調査と指導の内容を学校へフィードバック

◆期日前選考につながるおそれのある(又は不適切な)事項◆

- 1 採用選考開始前の受験を受け付けること。
- 2 職場見学に際し、生徒に校長印のない調査書を持参させる(する)こと。
- 3 採用選考開始期日前の職場見学直後に、生徒の採用の可能性を問い合わせること。
- 4 職場見学の面談の機会に、生徒本人の状況の聴取等採用選考に類似する行為を行うこと。



Q1 期日前選考とはなんですか。

A1 9月16日より前に採用選考を行うことを期日前選考と呼んでいます。群馬県では、生徒一人一人の人権を尊重し、就職の機会均等を確保するため、期日前選考が行われないように努めています。

Q2 面接で「家の場所はどこですか」「お父さんの仕事は何ですか」「あなたは、どんな仕事をしたいのですか」と聞かれました。これも就職差別につながるのですか。

A2 「あなたは、どんな仕事をしたいのですか」以外の質問は、就職希望者の適性や能力に関係ない事項の質問や調査ですので、就職差別につながります。誰でも自分の適性や能力に応じて自由に職業を選びたいものです。聞かれたら、必ず学校へ報告しましょう。

Q3 採用内定通知が届いた後に、「家族構成、収入」「自宅までの地図」「生活信条」「身長やスリーサイズなどの身体の状態」を記入する用紙が自宅に届き、「戸籍謄本」とともに記入用紙の提出を求められましたが、提出する必要がありますか。

A3 採用内定後でも、人権侵害につながるおそれがありますので、「戸籍謄本」やこのような記入用紙を提出する必要はありません。また、このような記入用紙の内容は、原則として収集してはならない個人情報ですので、この場合は必ず学校に相談しましょう。

◆資料：新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る実施方針について

平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等に関する実施方針について

- 1 平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等については、次のとおりとする。
 - (1) 中学校については、公共職業安定所（以下「安定所」という。）における求人申込みの受理は平成29年6月1日以降、推薦及び選考開始時期は平成30年1月1日以降に行う。
 - (2) 高等学校については、安定所における事業所の求人票受付の開始は平成29年6月1日以降、求人票の返戻は同7月1日以降とする。なお、高等学校に直接求人申込みをする場合は、安定所の確認印のある求人票により、平成29年7月1日以降に行う。
推薦開始は、推薦文書の到達が平成29年9月5日以降となるようにし、選考開始は、平成29年9月16日以降とする。なお、10月1日以降は1人2社までの応募・推薦を可能とするものとし、これに基づく選考開始は10月1日以降とする。
 - (3) 事業所の求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込を行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込を行った日以降についても行うことができるものとする。
訪問に当たっては、校長の了解のもとに、学校運営に支障をきたさないよう事前に学校と訪問時間等の打合せを行うなど適切な配慮をする。
- 2 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行うなど、求人秩序を乱す事業所又は学校に対しては、関係機関及び関係諸団体の連携のもとに厳に自粛を促す。なお、生徒の勉学の安定を図るため、事業所及び学校に対して、就職内定生徒の就業開始（実習、研修、講習等を含む）時期を、新規中学校卒業者については、平成30年1月1日以降、新規高等学校卒業者については、卒業後（卒業式の翌日以降）とする。このことについて、周知徹底を図る。
- 3 各学校は、平成29年1月24日付文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省職業安定局長通知の趣旨を尊重し、自校における進路指導の充実と就職業務の適正を期するよう努める。
 - (1) 学校・生徒に県内産業等について正確な理解を徹底させるとともに、県内企業への関心を高め、職場への定着を図るよう指導を充実する。
 - (2) 職場見学や就業体験は、生徒が職業に関する理解を深めるための体験的な学習として、学校の教育計画に位置付けて行う。その際、採用選考につながる方法等で行うことのないよう十分留意する。
 - (3) 学校は、全職員の共通理解のもとに、特に就職内定後における生徒の指導に留意し、心のゆるみから学習・生活態度をはじめ学校生活全般にわたって好ましくない影響を受けることのないよう、学習指導・生徒指導の徹底に万全を期する。
 - (4) 特別支援学級・特別支援学校の卒業予定者の就職については、適正な職業選択の機会が確保されるよう、学校と事業所、関係機関との十分な連携を図る。
- 4 各事業所は、次のことに十分配慮する。
 - (1) 学校が未就職者に対する職業指導を早期に実施できるよう、できる限り速やか（採用試験後概ね7日以内）に採否を決定し、学校長を通じ、応募生徒本人に通知することとする。また、選考に当たっては、採用内定取消しが生じないようにする。
 - (2) 就職のための選考等に際して、不合理な差別的取扱いはないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿い、男女とも均等な機会を与えるように努める。また、学校に対しても個々の生徒について就職の機会均等の確保が図られるようにする。
- 5 文書募集は、新規中学校卒業者については行わないこととし、新規高等学校卒業者については文書募集の開始時期は平成29年7月1日以降とする。また、新規高等学校卒業者に対して、文書募集を行う場合の条件は、以下のとおりとする。
 - (1) 安定所で確認を受けた求人票で、求人票記載内容と同じである。
 - (2) 事業所を管轄する安定所名及び求人票の受付番号が掲載された広告等である。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行う。